

平成30年4月から 国民健康保険制度 が変わります



現在、市町村で運営している国民健康保険（国保）は
3つの構造的課題があります。

課題その1

年齢構成が高く
医療費水準が高い

課題その2

所得水準が低く
保険料(税)の
負担が重い

課題その3

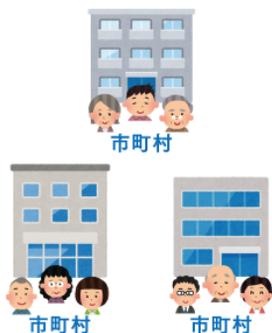
財政基盤が弱く
制度運営が困難な
市町村もある

これらの課題に対応し、
国民皆保険を将来にわたって守り続けるため

平成30年4月から都道府県と市町村が
共同で国保を運営することとなります。

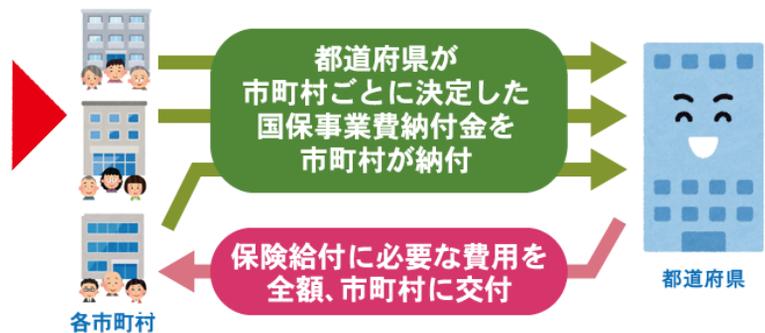
現 行

市町村が個別に管理



改 革 後

都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



よくあるご質問は裏面をご覧ください ➡

よくあるご質問 -Q&A-

【Q1】どうして都道府県が国民健康保険の運営に加わるの？

※1

国民健康保険は、様々な構造的課題を抱えています。このため、制度を将来にわたり守り続けるために、**都道府県が**財政運営の責任主体となり、**市町村とともに共同運営**することで**安定的な財政運営**を目指します。

被保険者のみなさんにとっては、国民医療費が伸び続ける中、**急激な保険料(税)の上昇が起こりにくくなる**メリットがあります。

※1:オモテ面参照

【Q2】被保険者証はどうなるの？

県内での統一により次の点が変わります。

- ①被保険者証に「**広島県**」と記載されます。
- ②70歳以上の方に交付されている**高齢受給者証**は被保険者証と**一体化**され1枚にまとまります。
- ③**8月1日**が**更新日**となります。

資格の取得・喪失及び住所変更等の手続きや被保険者証等の交付は、これまでどおり**お住まいの市町**で行います。

【Q3】高額療養費が引っ越しても通算できるの？

これまでは他の市町村へ転出した場合、高額療養費の該当回数が通算できませんでしたが、平成30年4月以降は、広島県内で他の市町に引っ越した場合でも、**転出前と同じ世帯であることが認められるときは高額療養費の該当回数が通算され**、被保険者の**経済的負担が軽減される**ことがあります。

なお、**療養費や高額療養費の申請などの保険給付に関する手続きは**、これまでどおり**お住まいの市町**で行います。

【Q4】保険料(税)の納付はどうなるの？

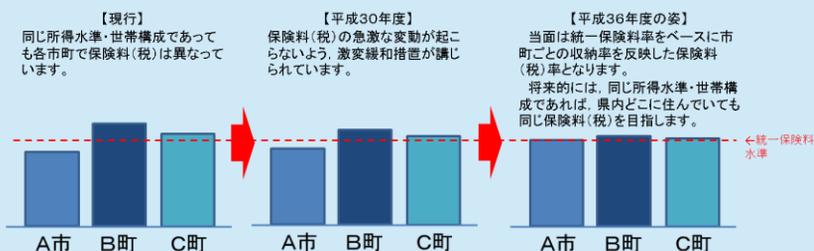
これまでどおり、**各市町が決めた納期、納付方法により納付**していただきます。

なお、広島県内の市町では、平成30年4月から**原則として、口座振替による納付**をお願いいたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

【Q5】県単位化で保険料(税)はどうなるの？

都道府県が示す標準保険料率等を参考に、市町村が**保険料(税)率**を定め、**保険料(税)を賦課・徴収**することになります。

被保険者のみなさんの負担の公平性を確保するため、広島県においては「**同じ所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同じ保険料(税)**」になることを目指します。



国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続きお住まいの市町村です。

資格の取得・喪失手続や被保険者証等の発行、保険給付の決定・支給事務、及び保険料(税)の賦課・徴収などは、引き続き市町村が窓口となります。